

令和 9 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

受給者	個人番号(または基礎年金番号)										年金コード	

*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。
*年金コードを必ずご記入ください。

機構 使用欄

提出日

提出年月日 令和 8 年 10 月 14 日

A 受給者

下記 ①～③ は該当しない場合は記入不要です。

フリガナ	氏名	① 本人障害	1. 普通障害	2. 特別障害
氏名	国年 太郎	② 寡婦等	1. 寡婦 (子がない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
住所	東京都千代田区丸の内X-X-X	本人の年間所得見積額 500万円以下		
電話	090-XXXX-XXXX	退職所得があり 退職所得を除いた 所得で要件に該当	4. 寡婦	5. ひとり親
生年月日	昭和29年5月8日	③ 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	機構 使用欄	⑥ 配偶者障害
フリガナ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 172万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 122万円以下の方	○	⑦ 同居等の区分
氏名	1. 65歳以上の場合、年金額が 172万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 122万円以下の方		1. 普通障害
続柄	上記以外の場合		2. 特別障害
生年月日	年間所得の見積額を計算し、右の欄に ご記入ください(収入がない方はゼロ を記入)。		7. 同居等の区分
年 月 日	退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。		1. 同居
35 3 20			2. 別居
個人番号 (マイナンバー)			8. 配偶者老人区分
			1. 非居住者
			2. 老人

C 扶養親族等 (3人目以降は裏面にご記入ください)

⑨ 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	⑩ 特定・老人の種別	⑪ 障害	⑫ 同居等の区分	⑬ 年間所得の見積額
フリガナ	1. 明 3. 大 5. 昭	1. 普通障害	1. 同居	19歳～22歳は85万円、それ以外は62万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
氏名	7. 平 9. 令	2. 特別障害	2. 別居	62万円以下
年 月 日	1. 特定 2. 老人		3. 留学	62万円超～85万円以下
3 4 3 3			4. 障害者	85万円超
5 父母祖父母			5. 年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 62万円以下
6 兄弟姉妹				退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
7 その他				
8 甥姪等				
9 三親等以内				

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

C 扶養親族等（続き）

9 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 特定・老人の種別	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
				1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	該当なしの 場合は 記入不要	1.同居 2.別居 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	19歳～22歳は85万円、それ以外は62万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ		3 子					62万円以下
氏名		4 孫			1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 62万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子					62万円以下
氏名		4 孫			1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 62万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子					62万円以下
氏名		4 孫			1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 62万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子					62万円以下
氏名		4 孫			1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 62万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子					62万円以下
氏名		4 孫			1.普通 障害	1.同居 2.別居	62万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母			2.特別 障害	2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 62万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 62万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等	1.特定 2.老人			5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					

D 摘要欄

14
摘要

母・国年 みつ 住所 東京都豊島区池袋X-X（別居のため）

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

年金の支払者 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001